

第3回「気をつけよう 特殊詐欺」



本市では、オレオレ詐欺や還付金詐欺などに代表される特殊詐欺の被害を未然に防止するため、特殊詐欺撃退機器の購入費補助制度を設けています。

■特殊詐欺撃退機器購入費補助金 ID 1018845

- ▼対象 市内在住の65歳以上で、次のいずれかに当てはまる世帯。①65歳以上の人のみ②家族と同居しているが、65歳以上の人のみとなる時間帯がある。
- ▼対象機器 特殊詐欺撃退機能のある電話機または電話機に外部接続可能な機器。
- ▼補助金額 機器の購入費用（取り付け費用を含む）

の4分の3（最大1万円）。

- ▼申込方法 消費生活センター（うつのみや表参道スクエア5階）に置いてある申込書（市庁からも取り出し可）に必要事項を書き、直接または郵送で、〒320-0026馬場通り4丁目1-1、消費生活センターへ。

■特殊詐欺の被害に遭わないために ID 1014766

少しでも「おかしい」「変だ」と感じるような電話がかかってきたときには、すぐに身近な人に相談するなど独りで悩まないようにしましょう。不安な場合には、消費生活相談窓口☎(616)1547へご相談ください。

☎消費生活センター☎(616)1561